平成３０年（フ）第７９号
名古屋市港区木場町９番地の７　南木場荘１棟910号、従前の住所名古屋市瑞穂区内浜町２番４号　宝堀田ハイツＢ棟705号
債務者　大川　道人
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６４号
札幌市白石区本通９丁目南７番７―102号
債務者　鈴木　浩悦
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９７号
札幌市北区麻生町６丁目２番５―105号
債務者　松田　まい
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０８号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番４―411号
債務者　德永　昭二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２３号
北海道江別市弥生町24番地の14　ニュー弥生ハイツ№２―101号室
債務者　佐々木勝弘
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２８号
札幌市白石区本通17丁目北10番10―101号
債務者　山口　眞理
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３５号
札幌市中央区南21条西８丁目２番12号　ＭＳ　Ｓａｎｔａｆｅ601号
債務者　島津　里香
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
北海道留萌市大和田３丁目146番地
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第７０号
埼玉県川越市むさし野15番地28（グラシオッソＢ101号室）
債務者　石黒　健太
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０４号
埼玉県ふじみ野市上ノ原１丁目４番地５　ＡＬＬＥＹ145　１―Ｅ
債務者　根岸みよ子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１４号
埼玉県川越市月吉町13番地１（県営住宅３号棟403号室）
債務者　徐　　春姫（ジョ　シュンキ）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０６３号
堺市堺区香ヶ丘町４丁４番23号　ワコーハイツＡ棟102号
債務者　石田慎太郎
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
大阪府南河内郡河南町大字白木905番地
債務者　寺田　榮二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
大阪府松原市天美南２丁目135番地の２、前住所大阪府松原市天美南３丁目９番12号
債務者　東　　諭
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
大阪府羽曳野市樫山311番地の１（205）、前住所大阪府東大阪市柏田本町18番10号
債務者　片山　博之
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
堺市中区東八田188番地４
債務者　岡村委文代
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係